

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			110以上 （＊35以上）	110未満 （＊35未満）
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（％） $= 計画作付面積（ha）/ 受益面積（ha） \times 100$	
			12.7％以上	12.7％未満
	農業の持続的発展	農業水利施設の保全・管理	○機能保全コスト（ライフサイクルコスト）の比較・検討 機能保全コスト（ライフサイクルコスト）の低減を図るため、 A：機能保全計画の作成・・・機能保全コスト（ライフサイクルコスト）を比較検討し、地区全体としての最適計画を作成している B：機能診断の実施・・・既存施設の有効活用を図る観点から、施設の劣化度合いを調査しているか -：該当なし	
		望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者数（人/戸） $= 関係市町村の認定農業者数の計（人）/ 関係市町村の農家数の計（戸） \times 100$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農村の振興	農地の確保・有効利用	○作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント $= 計画作付率（％）- 現況作付率（％）$	
			17％以上	17％未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） $= 農業生産増加粗収益額（千円）/ 受益面積（ha） \times（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			314以上	314未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用(快適性の向上)	○ 地域用水効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年） = 地域用水効果額（千円）/ 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			2.7以上 （＊ 2.1以上）	2.7未満 （＊ 2.1未満）
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○ 環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 [* 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） = (水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果)(千円) / 受益面積（ha）]	
			6.4以上 （＊ 3.2以上）	6.4未満 （＊ 3.2未満）
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い 老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い 「米政策改革」による農業の構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応した担い手の育成に資する合理的な水利用と管理の省力化が図られる について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業・地域水田農業再編緊急整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業・地域水田農業再編緊急整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,200以上 （＊ 1,000以上）	1,200未満 （＊ 1,000未満）
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（％） $= 計画作付面積(ha) / 受益面積(ha) \times 100$	
			8.0％以上	8.0％未満
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		○担い手等への農地利用集積 計画農地集利用積率 農地利用集積率の増加割合 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標の達成、 のいずれかにより判断する。 については、「地区内における担い手への農地利用集積率が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標割合以上となる見込みがある。」に該当する場合を「A」、該当しない場合のうち、判定基準のB欄の または を満たす地区を「B」、それ以下を「-」とする。	
			73以上または、 34以上または、 を満たす	60以上73未満または、 20以上34未満
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $= 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）$ $= 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			640以上	640未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 〔*受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）（千円）/受益面積（ha）〕	
			16以上 （* 16以上）	16未満 （* 16未満）
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下 -：該当なし （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある について、 A：該当あり、 -：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農業生産法人等育成緊急整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農業生産法人等育成緊急整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,200以上 （＊ 1,000以上）	1,200未満 （＊ 1,000未満）
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（%） $= 計画作付面積(ha) / 受益面積(ha) \times 100$	
			8.0%以上	8.0%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○育成される農業生産法人への農地利用集積 計画農地集利用積率	
多面的機能の発揮	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） $= 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha） \times（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			640以上	640未満
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） $=（景観・環境保全効果）(千円) / 受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 $\left[\begin{array}{l} * 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） \\ =（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）(千円) / 受益面積（ha） \end{array} \right]$	
			16以上 （＊ 16以上）	16未満 （＊ 16未満）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下 -：該当なし （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある について、 A：該当あり、 -：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（畑地帯総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては9年、その他の地区においては6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（畑地帯総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			720以上 （＊670以上）	720未満 （＊670未満）
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） $= 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（\%）$ $= 計画作付面積（ha）/ 受益面積（ha） \times 100$	
			19%以上	19%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率（\%） $= 事業完了時の担い手等の受益農用地面積（ha）/ 区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積（ha） \times 100$ 育成型（計画の農地利用集積率） 支援型（現況の農地利用集積率）	
			33以上 37以上	20以上33未満 10以上37未満
		農地の確保・有効利用	○作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント $= 計画作付率（\%） - 現況作付率（\%）$	
			21%以上	21%未満
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $= 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）$ $= 農業生産増加粗収益額（千円）/ 受益面積（ha） \times（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			900以上	900未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） =（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 〔 * 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） =（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）（千円）/受益面積（ha） 〕	
			180以上 （ * 180以上）	180未満 （ * 180未満）
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い 老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域の発展阻害要因が明らかであり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・工法は妥当性のあるものであること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・計画交通量が農業交通を主としていること。(農道保全対策事業を除く) ・貨幣換算可能な効果については、 総費用総便益比 1.0 (農道保全対策事業を除く) (* 費用便益比 1.0 (農道環境整備事業を除く)) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村の事業費負担金について、同意が確実であること。 ・農家負担を伴う場合は、総所得償還率 0.2 または増加所得償還率 0.4 (* 所得償還率 0.4)
5．受益地の設定が適切であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益地の設定が農振地域(一般農道整備事業は農振農用地)に指定されていること。 ・受益地の設定が営農流通上一体的に取り扱う範囲であること。
6．環境との調和に配慮していること	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
7．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が広域営農団地農道整備事業においては9年、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農道保全対策事業においては6年を超えないこと。
8．維持管理について同意が得られていること。	維持管理について予定管理者の合意が得られていること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(*)「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」(平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知)の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	(農道保全対策事業を除く) ○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積あたり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果)/受益面積(ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			280以上 (* 280以上)	280未満 (* 280未満)
		野菜・果樹等の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) = 計画作付面積(野菜指定 + 果樹濃密)(ha)/受益面積(ha) × 100	
			14%以上	14%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者数(人/戸) = 関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の総農家数の計(戸) × 100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農業生産基盤の保全・管理	(農道保全対策事業のみ) 農道の安全性が向上する計画となっている 営農通作、流通合理化が図られる計画となっている 農道の周辺環境の美化、生態系保全に資する施設の整備を計画している について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、-：1項目以下	
		農村の生活環境の整備	(農道保全対策事業を除く) 生活環境の整備と農道事業との関連が農業振興地域整備計画等に位置づけられている 福祉施設や公共施設等の施設利用者の利便性向上が図られる計画となっている 安全性確保対策等の要望に沿った事業計画となっている について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
			○ 一般交通等経費節減効果額（受益面積当たり） $\text{受益面積当たり一般交通等経費節減効果額（千円/ha・年）}$ $= \text{一般交通等経費節減効果額の年効果額} / \text{受益面積（ha）}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			41以上 （＊ 35以上）	41未満 （＊ 35未満）
		地域経済への波及効果	（農道保全対策事業を除く） ○ 他産業への経済波及効果額（受益面積当り） $\text{受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）}$ $= \text{農業生産増加粗収益額（千円）} / \text{受益面積（ha）} * (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			470以上	470未満
		都市と農村の交流	農道の整備と関連付けて、（農道保全対策事業を除く） 市町村等において農産物の直売所、農業体験施設等の整備や利活用拡大を計画している その他 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○ 環境関連効果額（受益面積当たり） $\text{受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）}$ $= (\text{景観・環境保全効果})(\text{千円}) / \text{受益面積（ha）}$ 【注1；効果項目は年効果額：千円】 【注2；景観・環境保全効果を算定していなければ「-」該当なし】 $\left[\begin{array}{l} * \text{受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）} \\ = (\text{水質浄化効果} + \text{水辺環境整備効果} + \text{農道環境整備効果})(\text{千円}) / \text{受益面積（ha）} \end{array} \right]$	
			0.21以上 （＊ 13以上）	0.21未満 （＊ 13未満）
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		関係計画との連携	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 地場産業の育成及び企業誘致等に関して農道の役割が市町村等の策定する地域のマスタープランに位置づけられていること 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：位置づけられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	
		関係機関との協議	道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：概ね得られている b：得られる見込みがある c：未同意 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
		地元合意	事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無もしくは地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出もしくは協議会等の議決の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済みもしくは議決済み b：設立予定もしくは議決見込み c：未設立もしくは議決見込みなし a：提出済みもしくは議決済み b：提出予定もしくは議決見込み c：未提出もしくは議決見込みなし	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い 老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（畑地帯開発整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3．事業による効果が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえるとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（畑地帯開発整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			2,200以上 （＊ 2,200以上）	2,200未満 （＊ 2,200未満）
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） $= 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（\%）$ $= 計画作付面積（ha）/受益面積（ha）\times 100$	
			84％以上	84％未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地利用集積 担い手への農地利用集積率（％） $= 事業完了時の担い手等の受益農用地面積（ha）/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積（ha）\times 100$	
			31以上	31未満
農村の振興		農地の確保・有効利用	○作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント $= 計画作付率（\%）- 現況作付率（\%）$	
			100％以上	100％未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $= 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）$ $= 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）\times（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進		8,451以上	8,451未満
		環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） =（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	$\left[\begin{array}{l} * 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） \\ =（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）（千円）/受益面積（ha） \end{array} \right]$	
			180以上 （＊ 180以上）	180未満 （＊ 180未満）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性について、 A：図られている B：図られる見込みがある C：図られていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある について、 A：該当あり -：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（地域用水環境整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展及び農村地域の発展の観点から本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4．地元負担の可能性が十分であること。 （公平性）	事業による費用負担について、地元の同意が得られていること。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域用水環境整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,100以上 （＊2.2以上）	1,100未満 （＊2.2未満）
	農村の振興	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装等による憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $= \frac{\text{受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）}}{\text{農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）}} \times (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
		地域用水機能の増進・水資源の有効利用（快適性の向上）	○地域用水効果額（受益面積当たり） $= \frac{\text{受益面積当たり地域用水効果額}}{\text{地域用水効果額（千円）/受益面積（ha）}}$ 効果項目は年効果額（千円）	
	都市と農村の交流		5.2以上	5.2未満
			5,500以上 （＊5,500以上）	5,500未満 （＊5,500未満）
	都市と農村の交流		都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める 都市へのPR活動を積極的に行なっている（地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域（農家）としての受け入れ、その他の広報活動） 自然の観察等の環境教育の促進が見込める について、該当する項目の数により判断 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	文化財の保全	本事業により歴史的・伝統的な農業施設等、有形文化財の保全の保全がされていること 本事業により歴史的・伝統的な農業施設等、有形文化財の活用されていること について、該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する農村振興基本計画（地域活性化構想）や農業振興地域整備計画との整合性 地域の開発計画、環境計画、防災計画等との調整が図られていること 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下、-：該当なし a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られている 地域用水対策協議会が設立されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出 a：同意済 b：同意予定 c：未同意 a：設立済 b：設立予定 c：未設立	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある 歴史的施設として緊急に保存を図る必要がある。 について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	
	住民の参加		住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行なわれている。または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている 住民が参加した計画づくりが行われている 住民参加のサークル行動や都市との交流イベントなどの活動により、地域の活性化に取り組んでいる について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次のいずれかに該当すること。 ・生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化が農作物生産に被害を与えており、事業により農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持が図られ、生産性の高い農業の実現に寄与すること。 ・事業実施により、都市に比べ立ち後れた農村の生活環境改善し、活力ある農村社会の形成に寄与すること。 ・事業実施により、農村地域における資源循環の促進が図られること。
2．技術的可能性が確実であること。	地域条件、経済性等を十分考慮し、技術的に実現可能な路線計画、施設計画及び維持管理計画となっていること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	費用便益比 1.0 （機能強化地区は対象外。「-」とする。）
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	【一般地区の場合】 次のすべてに該当すること。 ・施設の管理主体、管理方法及び建設事業費に係る受益者負担金がある場合は受益者の同意が得られている。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・水洗便所への改造等、家庭内設備の整備について供用開始後、速やかに実施するよう受益者の同意が得られていること。 （資源循環施設を単独で整備する地区は対象外） 【機能強化地区の場合】 受益者負担がある場合は受益者の同意が得られていること。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。

項 目	判 定 基 準
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。 【一般地区の場合】 次のすべてに該当すること。 ・主として連続した農業集落の領域であって、社会的、歴史的、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域を対象として決定していること。 ・受益戸数は概ね20戸(北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸)以上である。また、污水处理施設の計画人口が1,000人を上回る場合は下水道部局との協議を了していること ・整備計画において浄化槽との比較や隣接する地区がある場合の接続等について経済性を含めた検討を行い、受益者の理解を得た上で処理区の決定を行っていること。 ・いずれかの指定または規定等がなされていること。 沖縄県、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づき指定されている地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に基づき指定されている地域、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項に規定されている地域、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に基づき指定されている地域、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第2条に指定されている地域、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定されている区域又は地方農政局長等が特に認める地区であること。(村づくり交付金(農業集落排水単独事業)で整備する地区は対象外) 【資源循環施設を整備する場合】 ・汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設であり、資源循環促進計画と整合が図られていること。 【機能強化地区の場合】 事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること。 ・維持管理が適切に行われているものであって、供用開始後7年以上経過していること。 ・供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化等、集排施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $= (\text{農作物被害解消効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{用排水施設維持管理軽減効果}) / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			150以上	150未満
			○ほ場整備率	
			都道府県の平均値以上	都道府県平均未満
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○災害防止効果（農業）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業）（千円/ha・年） $= \text{農作物被害解消効果 (千円/年)} / \text{農作物被害面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			110以上	110未満
		自然循環機能の維持増進	○汚泥・処理水などの循環利用率（％）	
多 面 的 機 能 の 発 揮	農村の振興	農村の生活環境の整備	集落道の舗装や周辺環境配慮施設等の整備による地域環境の向上が見込まれる について A：該当する、-：該当しない	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持増進	公共用水域の水質保全により、河川や湖沼の景観が改善される。 河川、湖沼におけるレクリエーションの機会が増加する。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		污水处理施設連携整備事業の認定市町村である 浄化槽市町村整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業との連携した事業計画である 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下、-：該当なし a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、 A：協議了 B：協議中 C：未協議	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家等の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者全員の同意が得られている b：同意予定；受益者全員の同意が得られる見込みである 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無　もしくは　地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進組織へ女性を参画させるなど男女共同参画の促進の取組を行っている 家庭からの繋ぎ込み促進に関する取組がなされている について、該当する項目の数により判断 A：3～2項目　B：1項目　-：該当なし	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている　b：調整中　c：未調整 a：合意済　b：調整中　c：未調整	
	緊急性		（一般地区の場合） 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある （機能強化地区の場合） 次のいずれかに該当すること ・施設の機能低下で、破壊等の状況が著しく危険なため、早期に整備する必要がある ・施設の耐用年数が経過している ・ここ数年の維持管理費が以前と比較し増大している について、 A：該当する、-：該当しない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	住民の参加		次のいずれかに該当すること ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている について、該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること。	同左
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（＊費用便益比 1.0）であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあつては、次の項目を満たすこと。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（＊所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 ＝（作物生産効果＋品質向上効果＋営農経費節減効果＋維持管理費節減効果＋営農に係る走行経費節減効果）／受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 280以上 （＊220以上） 280未満 （＊220未満）
農業の持続的発展			農地の確保・有効利用	耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正に管理する。 基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う。 について該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、-：該当なし
農村の振興		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 安全性：災害時の避難地、避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	
	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）／受益面積（ha）＊（産業連関表の逆行列係数の列和） 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの 421以上 421未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		都市と農村の交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現について、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他の広報活動) について、該当する項目の数により判断。 A : 3 ~ 2 項目、B : 1 項目、- : 該当なし	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注; 効果項目は年効果額: 千円】 *受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) = (水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果)(千円)/受益面積(ha) 13以上 (* 10以上) 13未満 (* 10未満)	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a : 3 点、b : 2 点、c : 1 点) の合計値により判断。 A : 10 点以上、B : 7 ~ 9 点、C : 6 点以下、- : 該当なし a : 行っている b : 検討中 c : 行っていない a : 踏まえている b : 検討中 c : 踏まえていない a : 図っている b : 検討中 c : 図っていない a : 調整済 b : 調整中 c : 未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a : 3 点、b : 2 点、c : 1 点) の合計値により判断。 A : 10 点以上、B : 7 ~ 9 点、C : 6 点以下、- : 該当なし a : 行っている b : 検討中 c : 行っていない a : 踏まえている b : 検討中 c : 踏まえていない a : 図っている b : 検討中 c : 図っていない a : 調整済 b : 調整中 c : 未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する農村振興基本計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無（「美しい村づくり型」の場合、以下についても判断） 関係都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に美しい村づくりに関する方針が位置づけられている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （「美しい村づくり型」の場合） A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない a：位置付けられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 地域づくり活動を行なう地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されているまたは設立される見込みであること 事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：取り組まれている b：取り組む予定である c：取り組まれていない	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	地域の状況		当該事業が農業農村整備事業管理計画に位置付けられている 5年以内にほ場整備率が50%以上になる等、効率的な農業生産に関する条件が調うことが確実な地域である 農林漁村集落の生活環境整備により、農林漁業活動条件の改善が図られる について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	
	住民の参加		次のいずれかに該当すること ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある ・整備された施設を活用し、ピオトープ利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行なわれる計画となっている 集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次のいずれかに該当すること。 ・適正な土地利用を実現し、優良な農地の保全、創出を図る必要があること。 ・生活環境基盤の整備が必要とされていること。 これに加え、生産基盤の整備を実施する場合は、次の条件を満たすこと。 ・生産基盤に関する整備による営農改善が必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること	同左
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（＊費用便益比 1.0）であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の条件を満たすこと。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（＊所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	有 効 性	食 料 の 安 定 供 給 の 確 保	農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 ＝（作物生産効果＋品質向上効果＋営農経費節減効果＋維持管理費節減効果＋営農に係る走行経費節減効果）／受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】
			210以上 （＊ 210以上）	210未満 （＊ 210未満）
農 業 の 持 続 的 発 展		農地の確保・ 有効利用	土地利用の整序化と耕作放棄の防止 土地利用の整序化を図ることによって優良農地の確保を行う 農地のスプロール的かい廃を防止し、適正な土地利用が見込める について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
農 村 の 振 興	農村の生活環 境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 安全性：災害時の避難地、避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし		
		地域経済への 波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円／ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）／受益面積（ha）＊（産業連関表の逆行列係数の列和） 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			320以上	320未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		都市と農村の交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他の広報活動) について、該当する項目の数により判断。 A : 3 ~ 2 項目、B : 1 項目、- : 該当なし	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) $= (\text{景観・環境保全効果})(\text{千円}) / \text{受益面積}(\text{ha})$ 【注; 効果項目は年効果額: 千円】 $\left[\begin{array}{l} * \text{受益面積当たり環境関連効果額}(\text{千円/ha・年}) \\ = (\text{水質浄化効果} + \text{水辺環境整備効果} + \text{農道環境整備効果})(\text{千円}) / \text{受益面積}(\text{ha}) \end{array} \right]$	
			52以上 (* 11以上)	52未満 (* 11未満)
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a : 3 点、b : 2 点、c : 1 点) の合計値により判断。 A : 10 点以上、B : 7 ~ 9 点、C : 6 点以下、- : 該当なし a : 行っている b : 検討中 c : 行っていない a : 踏まえている b : 検討中 c : 踏まえていない a : 図っている b : 検討中 c : 図っていない a : 調整済 b : 調整中 c : 未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		関係計画との連携	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	
		関係機関との協議	河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内土地改良区の総会等の 議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 地域づくり活動を行なう地域づくり活動員の養成やボランティア団体（N PO等）が設立されているまたは設立される見込みであること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出 a：設立済 b：設立予定 c：未設立	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	地域の状況		当該事業が農業農村整備事業管理計画に位置付けられている 5年以内にほ場整備率が50%以上になる等、効率的な農業生産に関する 条件が調うことが確実な地域である 農林漁村集落の生活環境整備により、農林漁業活動条件の改善が図られる について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	住民の参加		次のいずれかに該当すること ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（美しい村づくり総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	美しい村づくりに関する本事業の必要性が示されていること。
2．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
3．自然環境や景観に配慮した事業内容であること。	自然環境や景観に配慮した事業内容となっていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（美しい村づくり総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に美しい村づくりに関する方針が位置づけられている 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点以上、B：4～5点、C：3点以下　-：該当なし a：位置付けられている　b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない a：登録されている　b：登録の予定がある　c：登録されていない	
	事業推進体制		市町村、土地改良区、JA等の各種団体より構成される美しい村づくり総合整備事業に向けた事業推進体制が整備されている について、 A：整備済、B：整備予定、-：未整備	
	住民の参加		景観や集落維持管理活動について市町村条例の制定や住民協定、集落協定が締結されている 地域住民活動として景観形成活動が行われている 景観形成活動・景観維持活動を行うボランティア団体（NPO等）が設立されている について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

その他のチェック項目は美しい村づくり総合整備事業を構成する事業のチェックリストを使用する。

チェックリスト判定基準表（村づくり交付金）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・地方公共団体が策定する農村振興基本計画と整合を図り、地域の創造力を活かした村づくり計画において、本事業の実施が必要とされていること。 ・地域が抱える課題等に対して、本事業の活用によって、目指すべき将来像が明確かつ具体的であること。 ・目標の実現と事業計画の内容が合致していること。
2．目標の評価指標が適切に設定されていること。	事業の目標及びその達成状況を評価する指標が数値等で示され、アウトカム指向であるとともに、事業内容に合致し、客観的かつ事業実施前後における測定・比較が可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（*費用便益比 1.0）であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により、効用が明らかであること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（*所得償還率 0.4）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（村づくり交付金）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			280以上 （＊240以上）	280未満 （＊240未満）
	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正に管理する。 基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う。 について該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
農村の振興	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、	安全性：災害時の避難地、避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $\text{受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）} = \text{農業生産増加粗収益額（千円）} / \text{受益面積（ha）} * (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			313以上	313未満
		都市と農村の交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。（地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域（農家）としての受け入れ、その他の広報活動） について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） $\text{受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）} = (\text{景観・環境保全効果（千円）} / \text{受益面積（ha）})$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 $\text{*受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）} = (\text{水質浄化効果} + \text{水辺環境整備効果} + \text{農道環境整備効果}) / \text{受益面積（ha）}$	
			8.2以上 （* 7.7以上）	8.2未満 （* 7.7未満）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：9～7点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村が策定している各種振興計画における、本事業又は本事業により整備される施設等の位置付け 地域再生法に基づく地域再生基本方針に規定された「地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施」に係る事前の評価においてSまたはAの判定を受けている 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：5～6点、C：4点以下 -：該当なし a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない a：受けている b：受ける見込みがある c：受けていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが 確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重 要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3 点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意 ；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意 ；同意が得られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 地域づくり活動を行なう地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されているまたは設立される見込みであること 事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「-」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：3点以下） a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 -：該当なし a：取り組まれている b：取り組む予定である c：取り組まれていない	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	地域の状況		市町村創造型整備をはじめ、地域の個性を反映した事業内容となっている 農林漁村集落の生活環境整備により、農林漁業活動条件の改善が図られる について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	住民の参加		次のいずれかに該当すること ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある ・整備された施設を活用し、環境教育、生涯学習等が行なわれる計画となっている 集落懇談会の開催、ワークショップによる整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

農業集落排水単独事業の場合は、農業集落排水資源循環統合補助事業のチェックリストを使用する。

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（田園整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・独特な農業開発の歴史、農村伝統文化、農村景観等を有する地域であること。 ・地域の農村伝統文化・景観等の保全が地域住民、都市住民双方にとって必要であること。 ・地域の農村伝統文化・景観等を活用した地域活性化の取り組みが必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（*費用便益比 1.0）（貨幣換算可能な効果がある場合のみ） ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 ・土地改良法に基づく事業にあっては、総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（*所得償還率 0.4）（農家負担がある場合のみ）
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備される施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備される施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則，日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（田園整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（農地面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 ＝（作物生産効果＋品質向上効果＋営農経費節減効果＋維持管理費節減効果＋営農に係る走行経費節減効果）／農地面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 田園空間整備事業；5.7以上 （＊ 5.7以上） 田園交流基盤整備事業；120以上 （＊ 120以上） 田園空間整備事業；5.7未満 （＊ 5.7未満） 田園交流基盤整備事業；120未満 （＊ 120未満）
農業の持続的発展			農地の確保・有効利用	耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正に管理する 基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし
農 村 の 振 興		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 安全性：災害時の避難地、・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等 非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	
	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（農地面積当たり） 農地面積当たり他産業への経済波及効果額（千円／ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）／農地面積（ha）＊（産業連関表の逆行列係数の列和） 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの 田園空間整備事業；26以上 田園交流基盤整備事業；510以上 田園空間整備事業；26未満 田園交流基盤整備事業；510未満		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		経済性の向上	○ 一般交通等経費節減効果額（農地面積当たり） 農地面積当たり一般交通等経費節減効果額（千円/ha・年） = 一般交通等経費節減効果額の年効果額/農地面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			田園空間整備事業；6.1以上 （＊ 5.8以上） 田園交流基盤整備事業；140以上 （＊ 140以上）	田園空間整備事業；6.1未満 （＊ 5.8未満） 田園交流基盤整備事業；140未満 （＊ 140未満）
	多 面 的 機 能 の 発 揮	都市と農村の交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。（地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域（農家）としての受け入れ、その他の広報活動） （田園交流基盤整備事業の場合） 都市部から当該農村地域への主要アクセス道整備されている、もしくは整備する計画である。 交流が疎であった集落間を結ぶ連絡道が本事業により整備される について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし （田園交流基盤整備事業の場合） ～ の小項目について、該当する項目の数により判断。 A：5～4項目、B：3～1項目、-：該当なし	
		国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
		環境機能の維持・増進	○ 環境関連効果額（農地面積当たり） 農地面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） = (景観・環境保全効果)(千円)/農地面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 [*農地面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） = (水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果)(千円) / 農地面積（ha）]	
			8.8以上 （＊ 4.1以上）	8.8未満 （＊ 4.1未満）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		文化の伝承	有形文化財の保全 無形文化財の保全 有形文化財の活用 無形文化財の活用 について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する農村振興基本計画や農業振興地域整備計画との整合性 共通の農業文化を有する複数市町村の範囲で田園整備構想が作成されていること 計画内容が、田園整備構想と整合していること 県が適切に関与し、各市町村の調整を図り、事業を推進する計画となっていること 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 田園交流基盤整備事業にあっては、田園空間整備事業と実施内容が調整された計画となっていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13以上、B：12～8点、C：7点以下 （田園交流基盤整備事業の場合 A：16以上、B：15～11点、C：10点以下） a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議が合意に達しているか 必要となる用地取得に関して地権者から同意が得られているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者が決定されているか 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	地域の状況		当該事業を含めた生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられ、5年以内にほ場整備率が50%以上になる等、効率的な農業生産に関する条件が調うことが確実な地域であること 農林漁村集落の生活環境整備により、農林漁業活動条件の改善が図られていること について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	住民の参加		次のいずれかに該当すること ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に關与する取り組みが図られている 次のいずれかに該当すること ・地域外交流を目的としたイベントが開催されている（姉妹都市交流も含む） ・地域の高齢者と都市の若者との交流を定期的に行い、高齢者の生きがいとなっている ・地域内に住民参加の趣味サークル等が多数存在する ・農業以外の職種の人との交流の推進組織が存在する について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（中山間地域総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・地域農業の阻害要因について、その解消のために本事業を実施する必要性が明らかに認められている。 ・生活環境の整備が立ち後れている地域である（生産基盤型を除く。） ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（*費用便益比 1.0）以上であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数等）からみて、妥当なものとなっている。
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（*所得償還率 0.4） ・農家、市町村の事業費負担額、維持管理費の負担等について、同意が確実である。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が集落型においては6年、広域連携型においては7年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される交流施設等の管理運営に関し、管理規程または、管理規程（案）が設けられている、又は設けられることが確実であること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（中山間地域総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			400以上 （＊360以上）	400未満 （＊360未満）
	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	耕作放棄率（％）	
			13以上	13未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 安全性：災害時の避難地、避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる 保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる 利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる 快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2～1項目、-：該当なし	
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $\text{受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）} = \text{農業生産増加粗収益額（千円）} / \text{受益面積（ha）} *（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			600以上	600未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		都市と農村の交流	都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりの実現に関して、 都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める UIJターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している 都市へのPR活動を積極的に行なっている。(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他の広報活動) について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	
	多面的機能の発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 *受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) =(水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果)(千円)/受益面積(ha) 22以上 (* 20以上) 22未満 (* 20未満)	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a：3点、b：2点、c：1点)の合計値により判断。 A：10点以上、B7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する農村振興基本計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村が策定する頑張る地方応援プログラムへの本事業の登録の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：登録されている b：登録の予定がある c：登録されていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増嵩から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地域の状況		次のいずれかに該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15～29歳の人口比率が15%以下。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上。 次のいずれかに該当すること。 ・災害時の安全性に問題がある。（避難地がない。消防車等の通行に支障がある、等） ・防犯上の安全性に問題がある。（街路灯がない等） ・交通安全上問題がある。（転落の危険性がある について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	住民の参加		次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある。 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に参与する取り組みが図られている。 次のいずれかに該当すること。 ・地域外交流を目的としたイベントが開催されている（姉妹都市交流も含む） ・地域の高齢者と都市の若者との交流を定期的に行い、高齢者の生きがいとなっている ・地域内に住民参加の趣味サークル等が多数存在する ・農業以外の職種の人との交流の推進組織が存在する について、該当する項目の数により判断。 A：3～2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農地環境整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・地域農業の阻害要因についてその解消のために本事業を実施する必要性が認められている。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、総費用総便益比 1.0（*費用便益比 1.0）以上であること。その他の効果については、定量的表現又は定性的表現により効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数等）からみて、妥当なものとなっている。
4．農家（受益者）負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4（*所得償還率 0.4）（生産基盤がある場合） ・農家、市町村の事業費負担額、維持管理費の負担等について、同意が確実である。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農地環境整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			930以上 （＊910以上）	930未満 （＊910未満）
	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	土地利用の整序化と耕作放棄の防止 耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生による粗放管理等により適正に管理する。 基盤整備の実施により農地の流動化を促進することで耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行なう。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
			耕作放棄率（％）	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） $= 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）$ $= 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和）$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			790以上	790未満
	多面的機能の発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 $\left[\begin{array}{l} * \text{受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）} \\ =（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）（千円）/受益面積（ha） \end{array} \right]$	
			22以上 （＊ 20以上）	22未満 （＊ 20未満）
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 市町村において、農業振興地域整備計画等により耕作放棄地の復旧や農園などへの利活用のための方針が策定されていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが 確実であること 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重 要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている。 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等 の議決 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の合意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	緊急性		機能低下、耐用年数経過、維持管理費の増高から施設整備の緊急性が高い 農業被害や他事業との連携を図るため早期に実施する必要がある について該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	地域の状況		次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15～29歳の人口比率が15%以下。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上。 A：該当あり、-：該当なし	
	住民の参加		次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用排水路の土砂上げ等、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水路の土砂上げ等、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として、取り組まれる計画がある。 次のいずれかに該当すること。 ・優良農地における生産組織等への作業受委託の推進が行なわれている。 ・保全管理農地において生産組合等による共同管理が行なわれている。 ・保全管理区域の農地を利活用することにより、他地域との交流を図っている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日農振1596農村振興局通知）
の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	総費用総便益比 1.0 （＊費用便益比 1.0）
4．地元負担の可能性が十分であること。 （公平性）	総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （＊所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0） 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム新設においては10年、公害防除特別土地改良においては9年、中山間防災及び特定農業用管水路等特別対策においては6年、ため池（一般）・（河川応急）及び保全整備においては5年、その他においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（＊）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の 安定供 給の確 保	農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $=（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha）$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 畑主体では作物生産効果は除く	
			農地保全整備事業 水田主体76以上、畑主体76以上 （＊ 水田主体67以上、畑主体67以上） 公害防除特別土地改良事業 水田主体300以上、畑主体300以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体300以上） 総合（国営付帯）防災事業 水田主体880以上、畑主体230以上 （＊ 水田主体450以上、畑主体150以上） 中山間地域総合農地防災事業 水田主体47以上、畑主体33以上 （＊ 水田主体40以上、畑主体28以上）	水田主体76未満、畑主体76未満 （＊ 水田主体67未満、畑主体67未満） 水田主体300未満、畑主体300未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体300未満） 水田主体880未満、畑主体230未満 （＊ 水田主体450未満、畑主体150未満） 水田主体47未満、畑主体33未満 （＊ 水田主体40未満、畑主体28未満）
	農業の 持続的 発展	望ましい農業 構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） $\text{総農家数当たりの認定農業者数(人/戸)} = \text{関係市町村の認定農業者数の計(人)} / \text{関係市町村の農家数の計(戸)} \times 100$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		農業生産基盤 の保全・管理	○ 災害防止効果（農業）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業）（千円/ha・年） ＝ 災害防止効果（農業関係）（千円/年）/受益面積（ha） 畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 防災ダム事業 水田主体290以上、畑主体290以上 （＊ 水田主体290以上、畑主体290以上） ため池等整備事業 水田主体310以上、畑主体410以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体330以上） 河川応急事業 水田主体310以上、畑主体410以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体330以上） 湛水防除事業 水田主体310以上、畑主体410以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体330以上） 農地保全整備事業 水田主体380以上、畑主体380以上 （＊ 水田主体350以上、畑主体350以上） 水質保全対策事業 水田主体310以上、畑主体410以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体330以上） 地盤沈下対策事業 水田主体310以上、畑主体410以上 （＊ 水田主体300以上、畑主体330以上） 総合（国営付帯）農地防災事業 水田主体150以上、畑主体2,000以上 （＊ 水田主体130以上、畑主体1,300以上） 中山間地域総合農地防災事業 水田主体470以上、畑主体320以上 （＊ 水田主体240以上、畑主体190以上）	
			水田主体290未満、畑主体290未満 （＊ 水田主体290未満、畑主体290未満） 水田主体310未満、畑主体410未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体330未満） 水田主体310未満、畑主体410未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体330未満） 水田主体310未満、畑主体410未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体330未満） 水田主体380未満、畑主体380未満 （＊ 水田主体350未満、畑主体350未満） 水田主体310未満、畑主体410未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体330未満） 水田主体310未満、畑主体410未満 （＊ 水田主体300未満、畑主体330未満） 水田主体150未満、畑主体2,000未満 （＊ 水田主体130未満、畑主体1,300未満） 水田主体470未満、畑主体320未満 （＊ 水田主体240未満、畑主体190）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	農 村 の 振 興	農村の生活環境の整備	○ 災害防止効果（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） = 災害防止効果（一般関係） / 受益面積(ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			防災ダム事業 150以上 （＊ 150以上） ため池等整備事業 150以上 （＊ 150以上） 河川応急事業 150以上 （＊ 150以上） 湛水防除事業 150以上 （＊ 150以上） 水質保全対策事業 150以上 （＊ 150以上） 地盤沈下対策事業 150以上 （＊ 150以上） 総合(国営付帯)農地防災事業 330以上 （＊ 230以上） 中山間地域総合農地防災事業 240以上 （＊ 200以上）	150未満 （＊ 150未満） 150未満 （＊ 150未満） 150未満 （＊ 150未満） 150未満 （＊ 150未満） 150未満 （＊ 150未満） 150未満 （＊ 150未満） 330未満 （＊ 230未満） 240未満 （＊ 200未満）
		地域経済への波及効果	○ 他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） = 農業生産増加粗収益額（千円） / 受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和） 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			農地保全整備事業 500以上 公害防除特別土地改良事業 710以上 総合(国営付帯)農地防災事業3,600以上 中山間地域総合農地防災事業6.7以上	農地保全整備事業 500未満 公害防除特別土地改良事業 710未満 総合(国営付帯)農地防災事業3,600未満 中山間地域総合農地防災事業6.7未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 〔 *受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（水質浄化効果+水辺環境整備効果+農道環境整備効果）（千円）/受益面積（ha） 〕 水質保全対策事業 22以上 （ * 20以上） 総合(国営付帯)農地防災事業 22以上 （ * 20以上） 中山間地域総合農地防災事業 22以上 （ * 20以上）	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係計画との連携		都道府県等における防災計画等に位置づけられていること 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかに位置づけられていること 事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（または「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	関連事業との調整		事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（または「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：提出済 b：提出予定 c：未提出 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （「-」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） 「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている -：該当なし；地元同意を要しない 「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られていること b：同意予定；内諾協議了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	事業推進体制		事業推進協議会が設立されている。 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者の同意が得られているか 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか について、 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		周辺地域で、重大な農業被害が想定される 過去に農業被害が発生している 機能低下が甚だしく、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大していること 国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（地すべり対策事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 （ B / C が1.0以上）
4．農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	（関連工事） 総所得償還率 0.2 または 増加所得償還率 0.4 （* 所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0） 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5．地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	（防止工事） ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が700万円以上のもの。 ・採択に係る事業の工期が5年を超えないこと。 （関連工事） ・受益面積が概ね3ha以上（ため池の整備については、概ね2ha以上）及び総事業費が500万円以上のもの。 ・採択に係る事業の工期が5年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日18農振1596農村振興局通知）の経過措置を適用し、従来費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（地すべり対策事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（ha／地区） ----- 25以上 25未満	
			○事業費に対する農業効果（農地・農業用施設・農作物の被害軽減）の割合（％） ----- 132以上 （＊ 132以上） 132未満 （＊ 132未満）	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果（一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減）の割合 ----- 61以上 （＊ 61以上） 61未満 （＊ 61未満）	
			○保全対象となる人家戸数（戸／地区） ----- 15以上 15未満	
	多面的機能の発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下　-：該当なし a：行っている　b：検討中　c：行っていない a：踏まえている　b：検討中　c：踏まえていない a：図っている　b：検討中　c：図っていない a：調整済　b：調整中　c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下　-：該当なし a：行っている　b：検討中　c：行っていない a：踏まえている　b：検討中　c：踏まえていない a：図っている　b：検討中　c：図っていない a：調整済　b：調整中　c：未調整	
	関係計画との連携		（防止工事の場合） 関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 a：図られている　b：図られる見込みがある　c：図られていない	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点、-：該当なし a：協議了　b：多くが協議中　c：多くが未協議　-：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関連事業との調整		事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、-：該当なし （または「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点、-：該当なし） a：提出済 b：提出予定 c：未提出 -：該当なし a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし	
	地元合意		（関連工事の場合） 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：同意済み b：同意予定 c：未同意 a：同意済み b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		点検等を行う地元組織が設置されている。 行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設置済 b：設置予定 c：未設置 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		管理者（知事）と地元組織の協力体制が決定されているか 維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	緊急性		（防止工事の場合） その他事業との工程調整等により実施時期として緊急性がある地すべりによる移動状況（観測結果）や現地の変動状況、湧水の状況等から判断して、地すべり災害を防止するため緊急に対策が必要であること。地すべり防止工事基本計画における効果の内容により判断する（家屋、災害弱者関連施設、学校、病院、国道、県道、鉄道等が含まれているか）。過去の地すべりや土砂災害等の被害実績（地すべり防止工事基本計画の基礎資料）や災害復旧事業の実績のうち、重大な農業被害等が含まれること。について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	
			（関連工事の場合） 用排水施設等の整備が計画されていること。 農道の整備や区画整理等が含まれていること。 その他事業との工程調整等により実施時期として緊急性があるについて、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2～1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（直轄海岸保全施設整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	費用便益比 1.0
4．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5．事業の採択要件を満たしていること。	・海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・海岸法等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（直轄海岸保全施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（ha／地区） ----- （侵食対策）3以上 （高潮対策）38以上 （侵食対策）3未満 （高潮対策）38未満	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円／ha・年） = 農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円）÷ 防護面積（ha） *農業関係施設防護効果（一般・公共） = 一般資産防護効果(農業関係) + 公共土木施設防護効果(農業関係) ----- 926以上 926未満	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○防護面積当たり農業以外施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円／ha・年） = 農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円）÷ 防護面積（ha） *農業関係施設防護効果（一般・公共） = 一般資産防護効果(農業関係) + 公共土木施設防護効果(農業関係) ----- 1,667以上 1,667未満	
			○整備海岸延長あたり防護人口（人／km） ----- （侵食対策）17以上 （高潮対策）100以上 （侵食対策）17未満 （高潮対策）100未満	
			○整備海岸延長あたり防護面積（ha／km） ----- （侵食対策）4以上 （高潮対策）62以上 （侵食対策）4未満 （高潮対策）62未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B 7～9点、C：6点以下 -：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B 7～9点、C：6点以下 -：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		漁協との協議が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（または「-」の場合は、 A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		事業実施に対する知事の同意状況 事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：同意済 b：同意予定 c：未同意 a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		事業推進協議会が設立されている。 事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		予定管理者が決定されているか 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	緊急性		過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること 事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること 他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること 官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	費用便益比 1.0
4．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5．事業の採択要件を満たしていること。	海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（ha／地区） ----- （侵食対策）3以上 （高潮対策）38以上 （侵食対策）3未満 （高潮対策）38未満	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円/ha・年） = 農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円）÷ 防護面積（ha） *農業関係施設防護効果（一般・公共） = 一般資産防護効果(農業関係) + 公共土木施設防護効果(農業関係) ----- 926以上 926未満	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○防護面積当たり農業以外施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果（一般・公共）額（千円/ha・年） ----- 1,667以上 1,667未満	
			○整備海岸延長あたり防護人口（人/km） ----- （侵食対策）17以上 （高潮対策）100以上 （侵食対策）17未満 （高潮対策）100未満	
			○整備海岸延長あたり防護面積（ha/km） ----- （侵食対策）4以上 （高潮対策）62以上 （侵食対策）4未満 （高潮対策）62未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	国土の保全	工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B 7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		漁協との協議が合意に達しているか 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（または「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	事業推進体制		点検等を行う地元組織が設置されている。 行政区から着工要望の提出の有無。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		管理者と地元組織の協力体制が決定されているか 維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：得られている b：調整中 c：未調整 a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること 事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること 他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること 官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（草地畜産基盤整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の条件を満たすこと。 ・酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2 技術的可能性が確実であること。	次の条件を満たすこと。 ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	次の条件を満たすこと。 ・総費用総便益比 1.0（＊事業効果指数 1.0）であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること。
4 受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の条件を満たすこと。 ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5 環境との調和に配慮していること。	次の条件を満たすこと。 ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	次の条件を満たすこと。 ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと。 ・農用地開発事業実施要綱及び草地開発整備事業実施要領（畜産担い手育成総合整備事業にあっては、同事業実施要綱及び要領）に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

チェックリスト判定基準表（草地畜産基盤整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 「畜舎建築コストガイドライン」及び「たい肥舎等建築コストガイドライン」に則した整備水準であること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益頭数あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $= (\text{畜産物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			6.20以上 (* 6.20以上)	6.20未満 (* 6.20未満)
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合 $= \text{事業参加経営体のうちの担い手農家数（戸）} / \text{事業参加経営体（戸）} \times 100$ （公共牧場中核型） ○公共牧場利用経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合 $= \text{公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数（戸）} / \text{公共牧場利用経営体（戸）} \times 100$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	担い手農家への飼料生産基盤の集積（作業受託を含む。）が図られること。 基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未然に防止し、飼料生産基盤の確保を行うこと。 離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、-：該当なし （公共牧場中核型） 及び の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益頭数当たり） $\text{受益頭数当たり他産業への経済波及効果額（千円／頭・年）} = \text{農業生産増加粗収益額（千円）} / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）} \times (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ 農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			16.0以上	16.0未満
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益頭数当たり） $\text{受益頭数当たり環境関連効果額（千円／頭・年）} = (\text{景観・環境保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 * 受益頭数当たり畜産環境整備効果額（千円／頭・年） $= (\text{衛生水準向上効果} + \text{水質保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「-」該当なし】	
			3.60以上 (* 3.60以上)	3.60未満 (* 3.60未満)

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、-：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合性が図られていること。 事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続きがされていない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、-：該当なし （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない -：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元同意		市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない a：調整済 b：調整中 c：未調整 a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない	
	維持管理支援体制		草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：整備済 b：整備予定 c：未整備 a：整備済 b：整備予定 c：未整備	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 について、 A：該当あり、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知）を適用又は準用する事業のうち、当該通知の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準

チェックリスト判定基準表（畜産環境総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次の条件を満たすこと。 [共通] ・家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利用の促進が図られること。 ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること。 [資源リサイクル型] ・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること。 [草地畜産活性化型] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地域住民等の保健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化が図られること。
2 技術的可能性が確実であること。	次の条件を満たすこと。 ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること。 ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと。 ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3 事業による効率が十分見込まれること。 （効率性）	次の条件を満たすこと。 [共通] ・総費用総便益比 1.0（＊事業効果指数 1.0）であること。 [資源リサイクル型] ・家畜排せつ物法の管理基準を遵守し、経営の安定化が図られること。 [草地畜産活性化型] ・地域の活性化が図られることが見込まれること。
4 受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	次の条件を満たすこと。 ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと。 ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5 環境との調和に配慮していること。	当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	次の条件を満たすこと。 ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと。 ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

チェックリスト判定基準表（畜産環境総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 「畜舎建築コストガイドライン」及び「たい肥舎等建築コストガイドライン」に則した整備水準であること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益頭数あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $= (\text{畜産物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			15.0以上 （＊ 15.0以上）	15.0未満 （＊ 15.0未満）
	農業の持続的発展	自然循環機能の維持増進	[資源リサイクル型] 草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、造成整備された草地等にたい肥が還元されること。 耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備されること。 周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、-：該当なし （環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合であって、かつ草地等の造成整備を実施しない場合） 及び の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	[資源リサイクル型] 家畜排せつ物処理施設の整備により地域環境の向上が見込まれること。 地域有機質残さ等を含めたりサイクルシステムが構築されること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
		都市と農村の交流	[草地畜産活性化型] 都市住民等牧場訪問者の増加や、地域住民との交流により、地域活性化が図られること。 草地等緑資源の活用により地域住民等の保健保養・情操教育の増進が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり環境関連効果額（千円/頭・年） $= (\text{景観・環境保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 ＊受益頭数当たり畜産環境整備効果額（千円/頭・年） $= (\text{衛生水準向上効果} + \text{水質保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数（肥育豚換算：頭）}$ 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「-」該当なし】	
			41.0以上 （＊ 41.0以上）	41.0未満 （＊ 41.0未満）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし a：行っている b：検討中 c：行っていない a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない a：図っている b：検討中 c：図っていない a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。 環境関連法令、条例による規制に適合していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合で、の指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続きがされていない、－：該当なし a：適合している b：適合する見込みがある c：適合していない	
	関係機関との協議		河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 施設建設予定地の農地転用等法令に基づく協議を終了していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （4指標のうち3指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない -：該当なし a：協議了 b：過半が協議中 c：過半が未協議 -：該当なし a：協議了 b：協議了の見込み c：未協議 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大項目	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元同意		市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない a：調整済 b：調整中 c：未調整 a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない	
	事業推進体制		事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 a：設立済 b：設立予定 c：未設立 a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない	
	維持管理支援体制		草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 a：整備済 b：整備予定 c：未整備 a：整備済 b：整備予定 c：未整備	
	緊急性		〔資源リサイクル型〕 畜産環境問題が発生又は発生の恐れがあるため、早期に整備事業を実施する必要があること。 について、 A：該当あり、-：該当なし 〔草地畜産活性化型〕 飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 について、 A：該当あり、-：該当なし	

評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）
（*）「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知）を適用又は準用する事業のうち、当該通知の経過措置を適用し、従来の費用対効果算定手法で対応する場合の判定基準